

長野県宿泊税に関するこれまでの経過

参考④

年度	月	内容	備考
R4年度	10月～3月	観光振興財源検討庁内プロジェクトチームの設置・研究	
R5年度	7月	長野県観光振興審議会への諮問、観光振興財源検討部会を設置	
	10月～3月	「観光振興財源検討部会」を開催(5回開催)	
	10月～12月	「観光振興財源検討市町村ワーキンググループ」を開催(3回開催)	
R6年度	4月	長野県観光振興審議会から答申	
	5月	県と市町村との協議の場	・宿泊行為への課税について検討を表明
	9月～10月	観光振興税(仮称)骨子案の提示、パブリックコメントの実施	
	10月	「長野県観光振興税(仮称)骨子に係る県民説明会」を開催(県内4か所)	
	12月	「長野県宿泊税(仮称)に関する意見交換会」を開催	・県民説明会やパブリックコメント等で寄せられた意見を踏まえて骨子案を変更
	2月	宿泊税制度案の提示、条例案・関連予算案議会提出⇒R7.3 可決	
	3月	「令和6年度第1回長野県観光戦略推進本部会議」を開催	・宿泊税を活用した施策の検討に向けて庁内ワーキンググループを設置
		「令和6年度第1回長野県観光振興審議会」を開催	
R7年度	6月	「第1回長野県宿泊税活用部会」を開催	
	9月	「第2回長野県宿泊税活用部会」を開催 宿泊税条例の一部を改正する条例案議会提出⇒R7.10 可決	・「長野県宿泊税活用計画(仮称)」骨子案について議論
	10月	「令和7年度第1回長野県観光戦略推進本部会議」を開催	・「長野県宿泊税活用計画(仮称)」骨子を決定⇒パブリックコメントを実施(10/21～11/21)
	11月	県宿泊税条例総務大臣同意⇒宿泊税条例の施行日をR8.6.1に正式決定 「令和7年第1回長野県観光振興審議会」を開催	※宿泊税を独自に課税する予定の市町村(松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村)も同日施行を予定

長野県宿泊税制度の概要

項目	内容
名称	長野県宿泊税（法定外目的税）
課税客体	宿泊行為
納税義務者	長野県に所在する以下の施設に宿泊する者 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
特別徴収義務者	宿泊施設の経営者その他徴収の便宜を有する者
特別徴収義務者報償金	期限内申告納入額の2.5% （制度開始5年間は0.5%を加算、電子申告した場合は、さらに0.5%を加算）
税率・税額	定額制 300円（ただし、施行日から3年間は200円）
免税点	6,000円未満の宿泊料金（素泊まり、税抜き）の場合は徴収しない
課税免除	(1)学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合 (2)保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合 (3)地方公共団体の長又は教育委員会が認証等をするフリースクールが主催する行事として宿泊する場合 ※(1)～(3)のいずれも、学校・施設の長の証明が必要
想定税収	過去の県内延べ宿泊者数をもとに試算した場合、 年26億円程度(ただし、制度開始3年間(税額200円)の場合は年17億円程度)

長野県宿泊税制度の概要

項目	内容
用途	<ol style="list-style-type: none">1. 世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施<ol style="list-style-type: none">(1) 長野県らしい観光コンテンツの充実(2) 観光客の受入環境整備(3) 観光振興体制の充実2. 市町村への交付金3. 徴税経費・広報経費等 <p>なお、税の具体的な用途は、市町村、宿泊事業者等からなる宿泊税活用部会から意見を聴取した上で、県において策定する「長野県宿泊税活用計画（仮称）」でお示し、予算として県議会の議決を経て決定する。</p>
市町村配分	徴税経費等を除く税収の最大1/2を市町村に交付金として交付
租税調整	松本市、軽井沢町、阿智村及び白馬村内の区域内に所在する宿泊施設における宿泊に係る税率は、税率を1/2（県税額が300円の場合は150円、県税額が200円の場合は100円）まで引下げ
罰則規定	(1) 特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪 (2) 帳簿の記載義務違反等に関する罪 (3) 納税管理人に係る不申告に関する過料
財源管理	長野県宿泊税基金を設置し管理
用途検証	県において事業の効果検証を行い、宿泊税活用部会での意見聴取を経て公表する
制度見直し	導入当初3年、以後は5年ごとに制度の見直しを検討
制度開始日(施行日)	令和8年6月1日